

【機密性 1】

公立大学法人大阪情報システム規程

令和4年4月1日

規程第291号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）における公立大学法人大阪ICT推進の基本方針に関する規程（以下「基本方針規程」という。）第8条第3項の規定に基づき、法人において教育、研究及び業務を円滑にするために設置される情報システムの企画、構築及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(部門及び部局)

第2条 この規程において「部門」とは、基本方針規程第2条第2号に規定する部門をいう。また、部局は別表第1に定める。

- 2 部局に、部局等情報システム管理責任者及び部局等情報システム管理推進者を置く。
- 3 部局等情報システム管理責任者は、当該部局のシステムに関する権限を有し、責任を負う。
- 4 部局等情報システム管理推進者は、部局等情報システム管理責任者を補佐し、当該部局のシステムを管理する。
- 5 部局等情報システム管理推進者は、当該部局で保有するシステムごとに情報システム担当者を定め、協力の上当該システムを運用する。

(情報システム)

第3条 この規程において「情報システム」とは、基本方針規程第2条第1号に定める情報システムをいう。

- 2 基本方針規程第8条第3項の規定に基づき、法人が整備すべきシステムは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) OMUNET

部門、部局を相互に接続し、また学外インターネットへの接続を行うことで通信サービスを提供するキャンパスネットワーク全体をいう。

(2) 情報基盤システム

全学利用システムの運用に必要となる処理をつかさどる、別表第2に示すシステムをいう。

(3) 全学利用システム

高い公共性を有することから大阪公立大学の情報基盤センター（以下「大学情報基盤センター」という。）が総括すべき、別表第3に示すシステムをいう。

- 3 情報システムのうち、前項各号に該当しない部門及び部局が保有するシステムを、個別システムと

(OMUNET)

【機密性 1】

第4条 OMUNETの通信は、大学情報基盤センターが所管する。

2 OMUNETを構成する設備の所管は、別表第4のとおりとし、基盤ネットワークの運用管理は大学情報基盤センターが、部局ネットワークの運用管理は、当該部門及び当該部局が行う。

3 部局ネットワークは、部局等情報システム管理推進者がその指針を定め、情報システム担当者がその指針に基づいて運用管理を行う。

4 OMUNETの仮想ネットワークは大学情報基盤センターが所管するが、使用用途に応じて当該仮想ネットワークの管理を委任することができる。

5 OMUNETに接続しない独立したネットワーク（以下「独立ネットワーク」という。）は、当該部門及び当該部局が所管する。

6 独立ネットワークの管理者は、当該部門のCIOにネットワークの構成、管理方法、利用規程等を報告しなければならない。

（情報基盤システム）

第5条 情報基盤システムは、大学情報基盤センターが所管する。

（全学利用システム）

第6条 全学利用システムは、次のとおり企画、構築、運用を行わなければならない。

(1) 全学利用システムの所管及び共管は、別表第3のとおりとする。

(2) 全学利用システムを所管する部局は、当該部局の部局等情報システム管理責任者が責任者、部局等情報システム管理推進者が管理者、情報システム担当者が担当者として当該全学利用システムの構築及び運用を行い、利用方針及び利用権限の付与について責任を持たなければならない。

(3) 全学利用システムを共管する組織は、大学情報基盤センターの方針に従い、当該システムの構築、運用及び情報基盤システムとの円滑な連携を支援する。

(4) 全学利用システムは、大学情報基盤センターが定める情報システム調達手順に従い企画し、及び構築し、法人のシステムに関する規程等及び情報セキュリティに関する規程等を遵守し、運用を行わなければならない。

(5) 全学利用システムの当該部局等情報システム管理推進者は、情報システムのアクセス制御、権限設定、ライセンス管理、セキュリティ対策等、適正な管理及び運用を図るため、業務実施手順書等の要領の作成等必要な措置を講じ、大学情報基盤センター長の承認を得なければならない。

（個別システム）

第7条 個別システムは、次のとおり企画、構築及び運用を行わなければならない。

(1) 個別システムは、当該部門及び当該部局が所管する。

(2) 個別システムは、大学情報基盤センターが定める情報システム調達手順に従い企画し、及び構築し、法人のシステムに関する規程等及び情報セキュリティに関する規程等を遵守し、運用を行わなければならない。

【機密性 1】

(3) 当該部局等情報システム管理推進者は、個別システムのアクセス制御、権限設定、ライセンス管理、セキュリティ対策等、適正な管理及び運用を図るため、業務実施手順書等の要領の作成等必要な措置を講じなければならない。特に学外等に対し情報発信を行う目的で設置された個別システムを提供する場合は、第三者に不正に法人の情報資産が漏洩することがないように適正な措置を講じなければならない。

(OMUNET及び情報基盤システムの利用者)

第8条 OMUNET及び情報基盤システムの利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法人の役員
- (2) 法人の教職員
- (3) 法人が設置する大学及び高等専門学校に定める学生
- (4) 大学情報基盤センター長が認めた者

2 前項に定める者のほか、大学情報基盤センター長はOMUNET及び情報基盤システムを一時的に利用する者及びシステム運用管理に必要な者に対し、利用を許可することができる。

(全学利用システム及び個別システムの利用者)

第9条 全学利用システム及び個別システムの利用者は、次に定める範囲で定めることとする。

- (1) 前条に定める利用者
- (2) 部局等情報システム管理責任者は、学外等に対し情報発信を行う等の目的により設置された全学利用システム及び個別システムに関し、前項で定めた者以外との通信及びサービスを提供することができる。

2 前項第2号の利用者に関し、情報システムの適正な運用が脅かされると判断される場合は、大学情報基盤センター長は是正を求めることができる。この場合、部局等情報システム管理責任者は、正当な理由がない限り是正に従わなければならない。

(利用停止)

第10条 大学情報基盤センター長は、次の各号のいずれかに該当する利用者を確認した場合、該当する利用者に対して情報システムの一部又は全てに関し利用を停止（以下「利用停止措置」という。）することができる。

- (1) 利用者の違反行為が発覚した場合
- (2) 利用者情報が不正に使用されている場合
- (3) 情報システムの運用に重大な支障を生じさせている場合
- (4) 前各号に関し、そのおそれ及び可能性が高いと判断できる場合

2 大学情報基盤センター長は、利用停止措置を行った場合、必要に応じて各部門における情報システム委員会へ報告し、利用停止措置の期間等に関し意見を求める。

3 大学情報基盤センター長は、就業規則又は学則に基づく処分を受けた者に対して利用停止措置を行

【機密性 1】

うことができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報システムに関し必要な事項は、大学情報基盤センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日規程第101号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日規程第112号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

○別表第1 (第2条関係) 大学

部局等情報システム 管理責任者	部局等情報システム 管理推進者	部局
国際基幹教育機構長	各部局の部局等情報システム管理責任者より選出された教授1人	国際基幹教育機構 (公立大学法人大阪組織規程第8条第4項に定める組織を含む。)
研究推進機構長		研究推進機構 (公立大学法人大阪組織規程第9条第5項に定める組織を含む。)
現代システム科学研究科長		現代システム科学研究科
現代システム科学域長		現代システム科学域
文学研究科長		文学研究科 / 文学部
法学研究科長		法学研究科 / 法学部
経営学研究科長		経営学研究科 / 商学部
経済学研究科長		経済学研究科 / 経済学部
都市経営研究科長		都市経営研究科
情報学研究科長		情報学研究科
理学研究科長		理学研究科 / 理学部
工学研究科長		工学研究科 / 工学部
農学研究科長		農学研究科 / 農学部
獣医学研究科長		獣医学研究科 / 獣医学部

【機密性 1】

医学研究科長		医学研究科／医学部
リハビリテーション学研究科長		リハビリテーション学研究科
看護学研究科長		看護学研究科／看護学部
生活科学研究科長		生活科学研究科／生活科学部
監査室長	監査室担当課長	監査室
コンプライアンス推進室長	コンプライアンス推進室次長	コンプライアンス推進室（公立大学法人大阪組織規程第30条第3項コンプライアンス推進室所管となるセンター及び室を含む。）
本部事務機構学長室長	本部事務機構学長室次長	本部事務機構学長室（公立大学法人大阪組織規程第30条第4項学長室所管となるセンター及び室を含む。）
本部事務機構総務部長	本部事務機構総務部総務課長	本部事務機構総務部総務課 （生活協同組合）
	本部事務機構総務部安全衛生課長	本部事務機構総務部安全衛生課 （公立大学法人大阪組織規程第30条第4項安全衛生課所管となるセンター及び室を含む。）
	本部事務機構総務部財務課長	本部事務機構総務部財務課
	本部事務機構総務部契約課長	本部事務機構総務部契約課
	本部事務機構総務部経理課長	本部事務機構総務部経理課 納品検収センター
本部事務機構人事戦略部長	本部事務機構人事戦略部人事戦略課長	本部事務機構人事戦略部人事戦略課（公立大学法人大阪組織規程第30条第4項人事戦略課所管となるセンター及び室を含む。）
本部事務機構人事労務室長	本部事務機構人事労務室次長	本部事務機構人事労務室 保育園 （教職員労働組合）
本部事務機構企画部長	本部事務機構企画部企画課長	本部事務機構企画部企画課

【機密性 1】

	本部事務機構企画部広報課長	本部事務機構企画部広報課
	本部事務機構企画部渉外企画課長	本部事務機構企画部渉外企画課 (公立大学法人大阪組織規程第30条第4項渉外企画課所管となるセンター及び室を含む。) (教育後援会) (同窓会)
	本部事務機構企画部情報戦略課長	本部事務機構企画部情報戦略課 (公立大学法人大阪組織規程第30条第4項情報戦略課所管となるセンター及び室を含む。)
	本部事務機構企画部施設課長	本部事務機構企画部施設課
	本部事務機構企画部国際戦略課長	本部事務機構企画部国際戦略課 (公立大学法人大阪組織規程第30条第4項国際戦略課所管となるセンター及び室を含む。)
本部事務機構森之宮キャンパス移転準備室長	本部事務機構森之宮キャンパス移転準備室次長	本部事務機構森之宮キャンパス移転準備室
本部事務機構学務部長	本部事務機構学務部教育推進課長	本部事務機構学務部教育推進課 (公立大学法人大阪組織規程第30条第4項教育推進課所管となるセンター及び室を含む。ただし、同規程第8条及び第9条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部学生課長	本部事務機構学務部学生課 (公立大学法人大阪組織規程第30条第4項学生課所管となるセンター及び室を含む。ただし、同規程第8条に定める組織は除く。)
	本部事務機構学務部入試課長	本部事務機構学務部入試課
	本部事務機構学務部羽曳野キャンパス事務所長	本部事務機構学務部羽曳野キャンパス事務所

【機密性 1】

	本部事務機構学務部りんくうキャンパス事務所長	本部事務機構学務部りんくうキャンパス事務所
本部事務機構学術研究支援部長	本部事務機構学術研究支援部研究推進課長	本部事務機構学術研究支援部研究推進課（公立大学法人大阪組織規程第30条第4項研究推進課所管となるセンター及び室を含む。ただし、同規程第9条に定める組織は除く。）
	本部事務機構学術研究支援部社会連携課長	本部事務機構学術研究支援部社会連携課（公立大学法人大阪組織規程第30条第4項社会連携課所管となるセンター及び室を含む。ただし、同規程第9条に定める組織は除く。）
	本部事務機構学術研究支援部学術情報課長	本部事務機構学術研究支援部学術情報課（公立大学法人大阪組織規程第30条第4項学術情報課所管となるセンター及び室を含む。） 大学史資料室 恒藤記念室
本部事務機構産学官民共創推進室長	本部事務機構産学官民共創推進室次長	本部事務機構産学官民共創推進室（公立大学法人大阪組織規程第30条第4項産学官民共創推進室所管となるセンター及び室を含む。）
医学部・附属病院事務局事務部長	医学部・附属病院事務局総務企画課長	医学部・附属病院事務局総務企画課
	医学部・附属病院事務局人事課長	医学部・附属病院事務局人事課 保育園 （教職員労働組合（阿倍野地区））
	医学部・附属病院事務局施設課	医学部・附属病院事務局施設課

【機密性 1】

	長	
	医学部・附属病院事務局学務課長	医学部・附属病院事務局学務課
	医学部・附属病院事務局財務課長	医学部・附属病院事務局財務課
	医学部・附属病院事務局研究推進課長	医学部・附属病院事務局研究推進課
	医学部・附属病院事務局医事運営課長	医学部・附属病院事務局医事運営課
	医学部・附属病院事務局医療情報担当課長	医学部・附属病院事務局医事運営課情報システム担当、診療情報管理担当
	医学部・附属病院事務局患者支援課長	医学部・附属病院事務局患者支援課（公立大学法人大阪組織規程第30条第5項患者支援課所管となるセンター及び室を含む。）
	医学部・附属病院事務局 MedCity21運営課長	医学部・附属病院事務局 MedCity21運営課
	健康長寿医科学研究センター （仮称）開設準備室企画課長	健康長寿医科学研究センター （仮称）開設準備室企画課

注1) 部局等情報システム管理責任者について、研究科長と学部長・学域長が異なる場合はそれぞれに責任者を置くことを認める。

注2) 大阪府立大学及び大阪市立大学の部局における部局等情報システム管理責任者と部局等情報システム管理推進者については、組織規程にある附則「旧大学の研究科長等に関する特例」及び「旧大学の担当に関する特例」に基づく読み替えを適用する。

○別表第1（第2条関係）附属病院

部局等情報システム 管理責任者	部局等情報システム 管理推進者	部局
総合診療科部長	各部局の部局等情報システム管理責任者より選出された教職員1人	総合診療科
循環器内科部長		循環器内科
呼吸器内科部長		呼吸器内科

【機密性 1】

膠原病・リウマチ内科部長		膠原病・リウマチ内科
生活習慣病・糖尿病センター部長		生活習慣病・糖尿病センター
腎臓内科部長		腎臓内科
骨・内分泌内科部長		骨・内分泌内科
消化器内科部長		消化器内科
肝胆膵内科部長		肝胆膵内科
小児科・新生児科部長		小児科・新生児科
神経精神科部長		神経精神科
皮膚科部長		皮膚科
放射線科部長		放射線科
放射線治療科部長		放射線治療科
核医学科部長		核医学科
消化器外科部長		消化器外科
乳腺外科部長		乳腺外科
心臓血管外科部長		心臓血管外科
肝胆膵外科部長		肝胆膵外科
呼吸器外科部長		呼吸器外科
小児外科部長		小児外科
脳神経外科部長		脳神経外科
整形外科部長		整形外科
泌尿器科（腎臓移植）部長		泌尿器科（腎臓移植）
女性診療科（産科・生殖内分泌・骨盤底医学）部長		女性診療科（産科・生殖内分泌・骨盤底医学）
女性診療科（婦人科腫瘍）部長		女性診療科（婦人科腫瘍）
眼科部長		眼科
耳鼻いんこう科部長		耳鼻いんこう科
麻酔科・ペインクリニック科部長		麻酔科・ペインクリニック科
形成外科部長		形成外科
血液内科・造血細胞移植科部長		血液内科・造血細胞移植科
脳神経内科部長		脳神経内科

【機密性 1】

歯科口腔外科部長		歯科口腔外科
感染症内科部長		感染症内科
ゲノム診療科部長		ゲノム診療科
リハビリテーション科部長		リハビリテーション科
病理診断科部長		病理診断科
臨床検査科部長		臨床検査科
緩和ケア内科部長		緩和ケア内科
集中治療科部長		集中治療科
中央臨床検査部長		中央臨床検査部
中央放射線部長		中央放射線部
病理部長		病理部
中央手術部長		中央手術部
救命救急センター長		救命救急センター
集中治療センター長		集中治療センター
リハビリテーション部長		リハビリテーション部
内視鏡センター長		内視鏡センター
人工じん部長		人工じん部
輸血部長		輸血部
医療情報部長		医療情報部
薬剤部長		薬剤部
看護部長		看護部
栄養部長		栄養部
医療機器部長		医療機器部
医療安全センター長		医療安全センター 医療の質・安全管理部 感染制御部 新規技術・医薬品審査部
臨床研究・イノベーション推進 センター長		臨床研究・イノベーション推進 センター
化学療法センター長		化学療法センター
緩和ケアセンター長		緩和ケアセンター
高精度放射線治療センター長		高精度放射線治療センター

【機密性 1】

ゲノム医療センター長		ゲノム医療センター
患者総合支援センター長		患者総合支援センター
国際診療支援センター長		国際診療支援センター
先端予防医療部長		先端予防医療部 MedCity21
卒後臨床研修センター長		卒後臨床研修センター

○別表第1（第2条関係）高専

部局等情報システム 管理責任者	部局等情報システム 管理推進者	部局
本部事務機構高専事務部長	本部事務機構高専事務部総務課 長	本部事務機構高専事務部総務課
	本部事務機構高専事務部学務課 長	本部事務機構高専事務部学務課
系・コース主任	教務担当副主任	総合工学システム学科

○別表第2（第3条関係）

情報基盤システム	仮想化基盤システム
	全学認証システム
	利用者管理システム
	ホスト管理システム

○別表第3（第3条関係、第6条関係）

全学利用システム	所管	共管
メールシステム	大学情報基盤センター	本部事務機構企画部情報戦略課
事務用ファイルサーバ	大学情報基盤センター	
阿倍野ファイルサーバ	医学部・附属病院事務局医事運営課	
高専ファイルサーバ	高専情報基盤センター	
全学ポータルサイト	大学情報基盤センター	
全学調達事務端末システム	大学情報基盤センター	
情報処理教育システム	大学情報基盤センター	
人事給与システム	本部事務機構人事労務室	

【機密性 1】

出退勤管理システム	本部事務機構人事労務室
財務会計システム	本部事務機構総務部財務課
発生源システム	本部事務機構総務部財務課
教務システム	本部事務機構学務部教育推進課
教育支援系システム	本部事務機構学務部教育推進課
図書館システム	本部事務機構学術研究支援部学術情報課
安否確認システム	本部事務機構総務部安全衛生課
大阪公立大学CMS	本部事務機構企画部広報課

○別表第 4 (第 4 条関係)

名称	OMUNETを構成する設備	所管
基盤ネットワーク	(1) 大学情報基盤センターが設置する基盤部分のネットワーク、ネットワーク機器、関連サーバ (2) 前号から各建物を結ぶネットワーク配線、ネットワーク機器及び関連装置 (3) 大学情報基盤センターが設置する各キャンパスとサテライト等をつなぐ通信回線及びその接続装置 (4) 大学情報基盤センターが設置する学内と学外を接続する通信回線及びその接続装置 (5) 大学情報基盤センターが設置する無線アクセスポイント	大学情報基盤センター
部局ネットワーク	基盤ネットワーク(2)に示すネットワーク機器に接続される各部門・部局内のネットワーク配線、ネットワーク機器及び各部局が設置するサーバ等の機器	各部門 各部局